

# 古着古布一般廃棄物運搬処理業務

## 1 概要

小松市（以下「甲」という。）が保有している古着古布を受託者（以下「乙」という。）が引取り、甲が指定した日に搬出し、再資源化する業務。

2 引渡場所 エコロジーパークこまつ及び小松市の指定する場所（別紙参照）

3 引渡期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 引渡予定量 70.0 t（R6.10～R7.9実績 70.0 t）

## 5 業務の内容

- (1) 乙の責任において、古着古布を集積場から引き取りし、有効な資源として適切にリサイクルするものとする。
- (2) 古着等の運搬車両への積込は、乙が行うものとする。
- (3) 古着等の運搬用容器への投入は、甲又は排出市民が行う。
- (4) 収集の日時は、甲乙協議のうえ決定する。
- (5) その他収集に関する諸条件は別紙のとおりとする。

## 6 留意事項

- (1) 乙は、対象物を適正に処理するために必要な設備等を有していること。
- (2) 引き取りの際には、集積場の清掃等環境美化に努めること。
- (3) 業務の遂行に際して、現場立会い等必要事項は、甲の指示に従うこと。

## 7 収集運搬時の遵守事項

- (1) 立会い関係者からの注意や要望の考慮を含めて、安全配慮を行うこと。
- (2) 運搬時に収集物の落下等がないようにすること。
- (3) 各現場の遵守事項を厳守すること。
- (4) 環境法令や安全法令等を遵守し、環境負荷の低減に努めること。

## 8 報告

受託者は、業務を実施した翌月の5日までに、集積場毎に搬出日と処理量を業務実績報告書により報告しなければならない。

## 9 支払

報告書により確定した数量に支払単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じた金額を支払金額とする。なお、算出した金額に1円未満の端数が生じた場合切り捨てるものとする。

甲は乙の発行する請求書によりその代金を支払うものとする。

## 10 疑義の決定

本業務に際し、疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。ただし、協議が成立しない場合は、甲の指示に従うこと。

(別紙)

1 指定場所及び発生見込み量 (令和6年10月～令和7年9月までの実績)

No	施設・町内会	保管場所	保管場所住所	保管状態 排出頻度	収集 回数 /年	発生量/年
1	エコロジーパーク こまつ	ストック ヤード	大野町信 三郎谷1	運搬用容器 (パ ルティナ容器 等) =100Kg ゲ ージ×6, 溜ま ったら連絡	5回	1.2 t
2	河田館町	拠点型 集積場 (町)	河田館町 ヲ104	100Kg ゲージ× 1, 月1回収集希 望 (月末)	随時	1.0 t
3	月美丘		月美丘1- 69	直置き, 溜まっ たら連絡	随時	0.5 t
4	木場町		木場町イ 125	直置き, 溜まっ たら連絡	随時	0.1 t
5	吉竹町		吉竹町	溜まったら連絡	随時	3.0 t
6	若杉町		若杉町	溜まったら連絡	随時	1.0 t
7	荒木田町		荒木田町	溜まったら連絡	随時	0.1 t
8	安宅中学校			安宅町	溜まったら連絡	随時
9	市リサイクルステーション1 号店/サビセンター あしだ	拠点型 施設 (公共)	芦田町二 丁目7番 地1	運搬用容器 (パ ルティナ容器 等), 溜まっ たら連絡	随時-	28.0 t
10	市リサイクルステーション2 号店/小松サ・アビ リテイズ		符津町念 仏ケ2- 7	運搬用容器 (パ ルティナ容器 等), 溜まっ たら連絡	随時	3.3 t
11	市リサイクルステーション3 号店/松陽地区体 育館駐車場		大領町な 66	直置き, 溜まっ たら連絡	随時	20.0 t
12	市リサイクルステーション4 号店/国府地区体 育館駐車場		河田町ぬ 18	運搬用容器 (パ ルティナ容器 等), 溜まっ たら連絡	随時	3.0 t
13	市リサイクルステーション5 号店/ふれあい松 東駐車場		長谷町49	直置き, 溜まっ たら連絡	随時	2.0 t
14	栗津町	公民館		溜まったら連絡	随時	0.1 t

